

介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護予防を含む)及び通所リハビリ(介護予防を含む)の令和8年度介護職員等処遇改善加算は、(Ⅰ)口を届けております。

届けにあたり、職場環境等の改善に係る取組は次のとおりです。

区分	取 組 項 目	具 体 的 な 取 組 内 容
入職促進に向けた取組	①他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）	転職者、主婦層、シニア層、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用を行っている。
	②職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	地元中学生の職場体験を受入れている。また、地域の方向けに健康教室を開催予定。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	③働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援、認知症介護実践者研修、リスクマネージャー養成講座などの受講支援等、資質の向上やキャリアアップに向けた支援を行っている
	④研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	研修に応じて人事考課との連動を行っている。
	⑤上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	人事評価制度を導入しており、実施・振り返りにあたり評価者(上司)とのヒアリングを行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	⑥子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	育児休業や育短制度を取り入れている。
	⑦職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	勤務表作成にあたり、休みの希望を考慮している。また、職員の希望に応じ、常勤⇄非常勤への転換に対応している。
	⑧有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	業務の属人化を防ぐよう誰でもこなせるよう教育している。また、各フロア毎に職員配置にアンバランスが生じた場合は応援体制を敷いている。
腰痛を含む心身の健康管理	⑨業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	メンタルヘルスの職員相談窓口設置済みであり、第三者機関の連絡先もお知らせしている。
	⑩短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	健康診断(ストレスチェックを含む)は非常勤職員も対象としている。休憩室は女性、男性とともに複数設けている。
	⑪職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	令和7年度介護職員向けに腰痛対策研修を実施した。雇用管理改善研修にも参加実績あり。
	⑫事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故防止・対応方針に基づき対応している。
生産性向上のための取組	⑬厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	毎月、事務長、介護看護長と介護の役職者と業務改善等について話し合いを行っている。
	⑭現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している	同上
	⑮介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	介護ソフト及びタブレット端末を令和7年4月に整備し活用している。
	⑯介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入	見守りカメラとスマートフォン端末を令和4年3月に、インカムは令和7年4月に整備し活用している。
	⑰業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	令和7年1月から介護助手を配置した。
やりがい・働きがいの醸成	⑱ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎月、事務長、介護看護長と介護の役職者との話し合いや運営会議にて勤務環境等について確認、改善のための話し合いを行っている。
	⑲地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	地域の方向けに健康教室を開催予定。
	⑳ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	毎月開催の運営委員会で情報共有している。

※なお、訪問リハビリテーション(介護予防を含む)、居宅介護支援も令和8年6月から介護職員等処遇改善加算を届けております。